

国保からお知らせ

国保の加入・脱退手続きは14日以内に

3月から4月にかけては、就職や退職、転入や転出など異動が多い時期です。異動に伴い、国民健康保険に加入したり、脱退したときは届け出が必要になります。

国民健康保険を正しく利用するため、異動があった日から14日以内に届け出てください。

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険、両方の保険証（職場の健康保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被保険者になったとき	
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	修学などで大口町外に居住するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき、またはよごれて使えなくなったときなど	本人確認書類 ※マイナンバーカード 運転免許証など

加入の届け出が遅れると

加入手続きの届け出がなかった期間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、保険税はさかのぼって納付しなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

届け出が遅れたため、国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、うっかり国民健康保険の保険証を使って診療を受ける方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。

所得申告もお忘れなく

国民健康保険に加入している方は、原則、所得の有無にかかわらず申告をする必要がありますので、申告書を提出してください。なお、国民健康保険税は、所得が一定基準以下の場合、被保険者均等割と世帯別平等割が減額されますが、所得申告がない場合、減額ができません。

※確定申告、町・県民税申告をした方などは申告の必要はありません。

問合せ先 戸籍保険課

95-1116

大口俳句会

読みかけの本縁側に日脚伸ぶ

手袋を嵌むや小さき日の記憶

リハビリもこの月までと桃つぼみ

明けの星癒えぬ病に春遅々と

雪だるまなでて教室入りけり

春寒や肌もあらはに聖観音

芙蓉句会

ヒヤシンス夢の中まで匂ひ来る

お降りに五百羅漢の煌めけり

歳の数引きて残りの豆僅か

コロナ禍や手袋したる鬼は外

退院や梅一輪へ歩み寄り

大口川柳クラブ

足腰の機嫌次第で予定決め

溜め込んだ愚痴を吐きだす立ち話

渋滞の脳の回路で日が暮れる

ワクチンが世界平和の鐘鳴らす

古希を過ぎ医療費だけが増えてゆく

保浦佐代子

木村千代子

渡辺すみ子

前田とし子

安藤 亮子

土川喜一郎

大森恵美子

大野 正子

平本のり子

田中寿美子

土川 照恵

吉田 雄亮

高橋あや子

安藤 久子

日比野文子

天野 信和